

浄化槽一斉調査のお知らせ

近年、生活排水による環境汚染が問題となっていますが、この対策として、各地で水質汚濁防止のための施策が講じられております。

浄化槽の設置について調査します
調査員が訪問致しますので、ご協力下さい。



この一環として、吉野川市においても、浄化槽についての調査を実施することになりました。この調査は、(社)徳島県環境技術センターが県及び環境省の委託を受けて実施しております。(社)徳島県環境技術センターの調査員が訪問し、浄化槽の設置の有無について調査をいたしますので、ご協力をお願いします。

浄化槽を設置する場合には、保健所に『設置届』を提出しなければなりません。また、設置後は適正な維持管理が必要であり、下記に示されている、『保守点検』・『清掃』・『法定(水質)検査』が義務付けられています。このため、調査の結果、浄化槽の『設置届』がされていない場合には、『設置届』を提出していただくこととなります。また、『法定(水質)検査』が実施されていない場合には、当該検査を受けていただくこととなりますので、後日、併せて案内させていただきます。

調査

実施期間 平成21年12月14日(月)～平成22年3月16日(火)
対象地域 吉野川市全域

浄化槽に関する規定

- 1.保守点検** 一般の家庭用浄化槽では2～4ヶ月に1回程度実施するメンテナンス作業
【消毒剤の補給・汚泥の調整・スカムの返送移送・モーターの点検等】
- 2.清掃** 1年に1回以上(処理方式によっては6ヶ月に1回)行う汚泥(浄化槽の中にたまってくる固形分)の抜き取り、くみ取りの作業。
- 3.法定(水質)検査** 7条検査→新設の浄化槽が適正に設置されているかどうかの検査
★11条検査→日頃の維持管理(1の保守点検及び2の清掃)が技術上の基準に従い実施され、適正な放流水質が確保されているかの年1回の検査

(社)徳島県環境技術センターが実施するのは上記3の水質検査で、すでに設置されている浄化槽は★の11条検査の対象となります。

水質検査は年1回の、
浄化槽の健康診断です。



法定(水質)検査料

規 模	検査料
5～10人槽	5,000円
11～20人槽	7,000円
21～50人槽	8,000円
51～500人槽	12,000円
501人槽以上	17,000円

調査・検査に対するお問い合わせ先

(社)徳島県環境技術センター TEL 088-636-1234(代)
(お客様相談室) TEL 088-636-1177
〒770-8001 徳島市津田海岸町2番33号 FAX 088-636-1122

関係機関 環境省廃棄物対策課 浄化槽推進室 TEL 03-5501-3155
徳島県環境部環境総局環境整備課 ゴミゼロ推進室 TEL 088-621-2279
東部保健福祉局(吉野川保健所)生活衛生担当 TEL 0883-24-1114
吉野川市環境企画課 TEL 0883-22-2230